

# 日田市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 27 年 2 月

大分県日田市

## 目 次

1	はじめに	
	(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	P 1
	(2) 取組の経緯	P 1
	(3) 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症	P 2
2	新型インフルエンザ等対策の基本的な方針	
	(1) 対策の目的及び基本的な戦略	P 3
	(2) 対策の基本的考え	P 4
	(3) 対策実施上の留意点	P 6
3	国及び県における発生段階と緊急事態宣言	
	(1) 国及び県における発生段階	P 7
	(2) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言	P 7
4	新型インフルエンザ等発生時の被害想定	
	(1) 発生時の被害想定	P 8
	(2) 発生時の社会への影響	P 9
5	対策推進のための役割分担	
	(1) 国	P 9
	(2) 県及び市	P 10
	(3) 医療機関	P 10
	(4) 指定（地方）公共機関	P 10
	(5) 一般事業者	P 10
	(6) 市民	P 10
6	市行動計画の主要項目	
	(1) 危機管理組織（実施体制）	P 11
	(2) 情報収集及び情報提供・共有	P 11
	(3) 予防・まん延防止	P 12
	(4) 市民生活及び地域経済の安定の確保	P 15
7	各段階における対策	
	1 未発生期	P 16
	2 海外発生期	P 19
	3 国内発生早期（県内未発生期）	P 21
	4 県内発生早期（市内未発生期～発生早期）	P 24
	5 県内感染期（市内感染期）	P 28
	6 小康期	P 32

## 1. はじめに

### (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性もある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

### (2) 取組の経緯

我が国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成 17 年に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、平成 20 年の感染症法で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成 21 年 2 月に改定を行った。

大分県（以下「県」という。）では、国の行動計画を踏まえ、新型インフルエンザの感染拡大防止に向けての体制整備を進めるために、平成 17 年 12 月「大分県新型インフルエンザ対策行動計画（第 1 版）」を策定した。

平成 19 年 12 月、中国において、インフルエンザ（H5N1）親子間の感染が確認され、新型インフルエンザ発生の危機が高まる中、県は「大分県新型インフルエンザ対策行動計画」の改定を行った（第 2 版）。

これらの国の動き及び県における訓練などの対策推進にあたっての関係機関との検討を踏まえ、平成 21 年 4 月「大分県新型インフルエンザ対策行動計画」の改定を行った（第 3 版）。

同年 4 月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。その一方で、病原性が季節性並みであったこの新型インフ

ルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生・まん延する場合に備え、対応できるように十分な準備を進める必要がある。病原性の高い新型インフルエンザ発生の可能性に変わりはなく、国においては、平成 23 年 9 月、新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の経験等も踏まえ、行動計画の更なる改定を行った。これら国の動き及び新型インフルエンザ対策の経験等を踏まえて、県では、平成 24 年 6 月に、「大分県新型インフルエンザ対策行動計画」の改定を行った（第 4 版）。

また、国は、平成 25 年 4 月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法を施行するに至った。

日田市（以下「市」という。）においては、国が平成 19 年 3 月に発表した「新型インフルエンザ対策ガイドライン～フェーズ 4 以降～」及び「大分県新型インフルエンザ対策行動計画（第 2 版）」に基づき、県の行動計画と整合性を保ちつつ、市が実施すべき対策を取りまとめた「日田市新型インフルエンザ対策行動計画（第 1 版）」を平成 20 年 11 月に策定した。

平成 21 年 8 月には県の第 3 版改定に伴い「日田市新型インフルエンザ対策行動計画（第 2 版）」への改定を行い、その後、市の機構改革に伴って平成 22 年 4 月に第 3 版、平成 24 年 4 月に第 4 版へ改定し、平成 24 年 6 月の「大分県新型インフルエンザ対策行動計画（第 4 版）」の改定に伴い、平成 24 年 9 月に「日田市新型インフルエンザ対策行動計画（第 5 版）」へ改定した。

今般、国において、平成 25 年 4 月に特措法が施行されたことに伴い平成 25 年 6 月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が、県においては特措法第 7 条に基づき、平成 25 年 10 月「大分県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）が策定された。

これらの国や県の動きを受け、市では、特措法第 8 条に基づき、市域にかかる新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項及び市が実施する措置を定めた「日田市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定する。

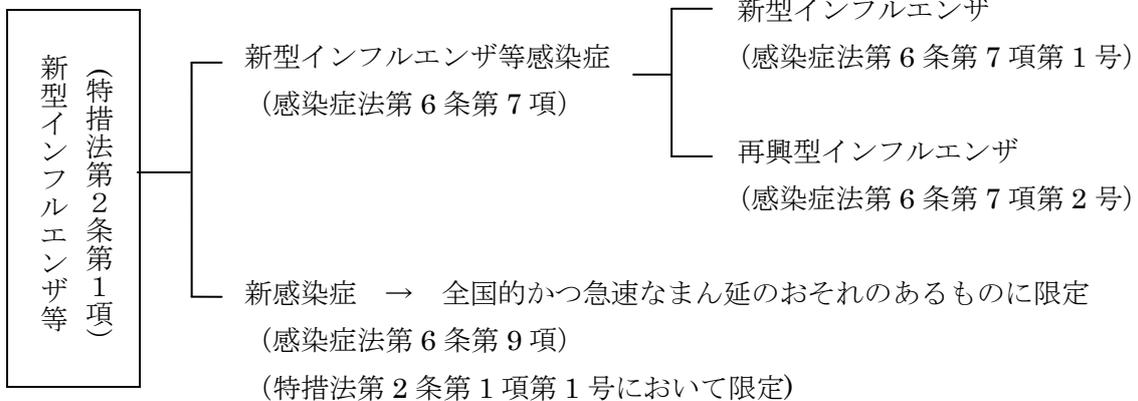
### （3）対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）とは次のとおりである。

- 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症

<特措法の対象疾病>

※特措法上の「新型インフルエンザ等」と感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」「新感染症」との関係



## 2. 新型インフルエンザ等対策の基本的な方針

### (1) 対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、わが国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供の許容量を超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

I) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供の許容量を超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

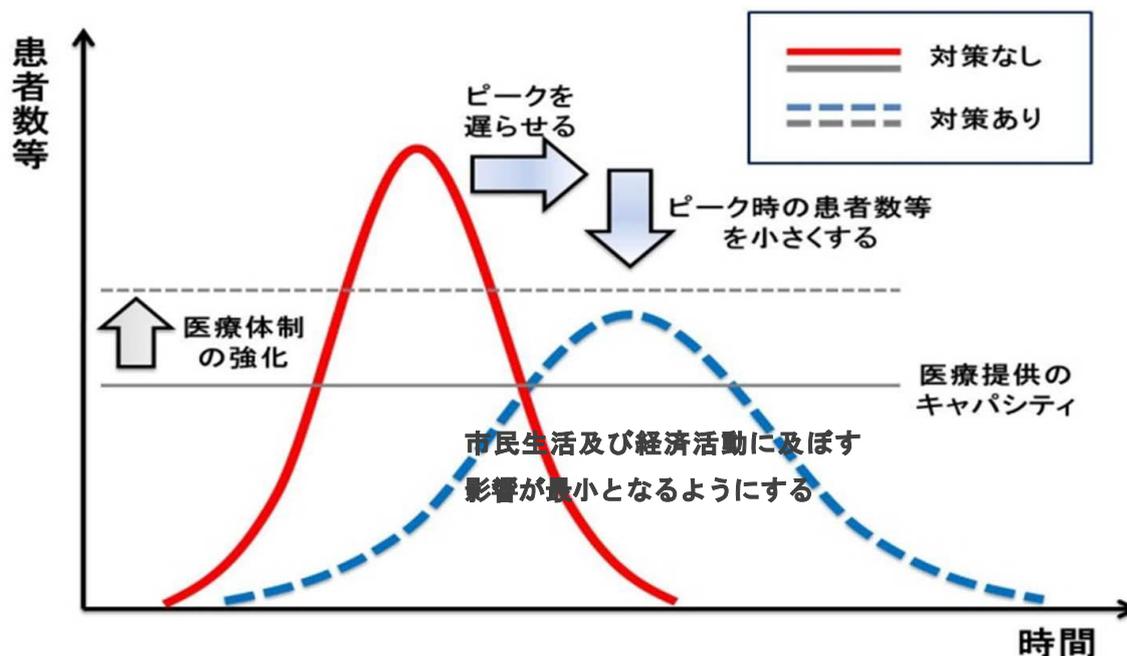
II) 市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

- 市内での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び経済活動の安

定に寄与する業務の維持に努める。

### <対策の効果 概念図>

(政府行動計画より)



## (2) 対策の基本的考え

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは大きなリスクを背負うことになりかねない。

このため、市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

政府行動計画及び県行動計画では、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととしており、市行動計画においても同様の観点を踏まえた対策を講じることとする。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択する。

○ 発生前の段階では、市民に対する啓発、事業所の業務計画等の策定など、発生に備え

た事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

- 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階で、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。

新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定することが必要である。

- 県内発生当初の段階では、患者の入院措置や、抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛や、その者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じては、県が行う不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等に必要に応じて協力し、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各種の対策を講ずる。
- 国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小もしくは中止を図るなど見直しを行うこととする。
- 市内で感染が拡大した段階では、国、県、市、事業者等は相互に連携して、医療の確保や市民生活・地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、想定どおりには進まないことが考えられるため、社会の状況を把握し、臨機応変に対処していく必要がある。
- 事態によっては、地域の実情等に応じて、市が大分県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、個人による感染対策や各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組みあわせて総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての個人や事業者が自発的に感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

そのため、事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必

要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い SARS のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

### (3) 対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等発生前及び発生時には、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画、市行動計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

#### ア 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重し、県との連携のもと、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等の周知を行う場合、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

#### イ 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

#### ウ 関係機関相互の連携協力の確保

日田市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

新型インフルエンザ等対策に関し広域での対応が必要な場合は、市対策本部長から県対策本部長に対し総合的な調整を要請する。

#### エ 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した場合、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施にかかる記録を作成、保存し、公表する。

### 3. 国及び県における発生段階と緊急事態宣言

#### (1) 国及び県における発生段階

新型インフルエンザ等対策は、その発生状況等に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

国全体での発生段階の移行については、海外や国内での発生状況を踏まえて、国が設置する新型インフルエンザ等政府対策本部（以下「政府対策本部」という。）が決定する。

県内においては、地域の状況に応じ柔軟に対応する必要があることから、県行動計画で6つの発生状況が定められており、その移行については、必要に応じて国と協議の上で県が判断する。市は、県が判断した発生段階に応じて、対策を実施することとなる。

なお、段階の期間はきわめて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らず、さらには、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）がされた場合には、対策の内容も変化する。

＜政府行動計画と県行動計画の発生段階の対応表＞

国発生段階	状 態	県発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態		
海外発生期 (国内未発生期)	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態		
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	県内未発生期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
		県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		

#### (2) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言

市が緊急事態宣言の対象地域となった場合は特措法第34条に基づき、市長は直ちに市対策本部を設置する。

なお、緊急事態宣言に基づいて追加で行うことになる主な対策は、まん延防止に関する措置及び予防接種に関する措置である。

## 4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

### (1) 発生時の被害想定

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）は、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

市行動計画の策定にあたっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も下回る事態もあり得るということを念頭において対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、出現したウイルスの病原性や感染力等の病原体側の要因や、人の免疫の状態等宿主側の要因、医療環境や社会環境など多くの要素に左右される。また、その病原性も様々で、発生時期を含め、事前に予測することは不可能である。

政府行動計画及び県行動計画では、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定し、受診患者数、入院患者数、死亡者数の推計を行っている。

市における流行規模の想定にあたっては、政府行動計画及び県行動計画で示された数値を元に推計を行った。

（米国疾病管理センター推計モデルに基づき推計）

全人口の25%が罹患すると想定した場合の医療機関を受診する患者数の推計						
医療機関を受診する患者数	日本における患者数の試算		大分県における患者数の試算		日田市における患者数の試算	
		1,300万人～2,500万人		12万人～23万人		7,500人～14,500人
入院患者数	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	53万人	200万人	5,000人	19,000人	300人	1,160人
死亡者数	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	17万人	64万人	1,600人	6,000人	100人	370人

入院患者数と死亡者数について、過去に世界で起こったインフルエンザパンデミックのデータから、アジアインフルエンザ等を中等度（致死率0.53%）、スペインインフルエンザを重度（致死率2.0%）として推計している（すべて上限値）。

なお、これらの推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等については考慮されていないことに留意する必要がある。

被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とはいえないことから、政府行動計画や県行動計画の見直し等に応じて見直しを行うこととする。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、あわせて特措法の対象となっている。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することになる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭におく必要がある。

## (2) 発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響には多くの議論があるが、以下のような影響が想定される。

- 市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もっても5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

## 5. 対策推進のための役割分担

### (1) 国

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の体制を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

## **(2) 県及び市**

県及び市は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

### **① 県**

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。

### **② 市**

市は、住民に最も近い行政単位であり、相談体制の確保や住民に対するワクチンの接種、要援護者への支援に加え、上下水道、ゴミ・し尿処理、埋火葬の円滑な実施など、主体的に対策を実施することが求められる。

また、対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村（隣県も含む）、関係機関・団体との緊密な連携を図る必要がある。

## **(3) 医療機関**

医療機関は、新型インフルエンザ等患者への医療を提供するという重要な役割を担うことから、医師会等を通じて県や市等と緊密に連携し、発生前から、新型インフルエンザ等対策の準備を進めることが求められる。

## **(4) 指定（地方）公共機関**

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

## **(5) 一般事業者**

一般事業者は、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれ、特に多数の人が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

## **(6) 市民**

市民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や、発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザでも行っている、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生に備えて、食料品、生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報

を得て、感染拡大防止のための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

## 6. 市行動計画の主要項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。」こと及び「市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。」ことを達成するための具体的な対策を、「(1) 危機管理組織（実施体制）」、「(2) 情報収集及び情報提供・共有」「(3) 予防・まん延防止」「(4) 市民生活安定の確保」の4項目に分けて記載する。各項目における基本的な考え方や内容は次のとおりである。

### (1) 危機管理組織（実施体制）

新型インフルエンザ等が発生する前においては、事前準備の進捗を確認し、関係部局間等の連携を確保しながら、庁内一体となった取り組みを推進する。

庁内各部局においては、県や関係機関等との連携を強化し、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を進める。

新型インフルエンザ等が国内で発生した場合は、保健担当部長を室長とする健康危機管理室を設置し、市内発生に備えた総合的な対策の立案、関係機関との連絡調整、情報の提供などを行う。

緊急事態宣言が発令されたときは、特措法および日田市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年条例第4号）に基づき、速やかに市長を本部長とする市対策本部を設置する。

また、必要に応じて特措法に基づかない任意の市対策本部を設置することができる。任意で設置する市対策本部の組織等については、特措法及び条例等に準ずるものとする。

### (2) 情報収集及び情報提供・共有

#### ア 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、対策を円滑に推進するためには、医療機関、事業者、市民等が、各々の役割を認識し、正確な知識に基づき適切に行動することが必要であることから、対策のすべての段階、分野において、必要な情報を収集・提供し、関係機関との情報共有に努める。なお、情報の提供に当たっては、受け取り手の反応にも十分留意する。

#### イ 情報収集

国や県等の感染症情報を活用し、国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。

#### ウ 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、受け取り手に応じた情報提供のため多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できるだけ迅速に情報提供を行う。

#### エ 発生前における情報提供

新型インフルエンザ等の発生前においても、予防およびまん延防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図ることが、実際に発生したときに市民等に正しく行動してもらうためには必要である。

特に、児童生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、丁寧な情報提供に努める。

#### オ 発生時における情報提供

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、海外や国内、県内の発生状況、対策の実施状況等について、特に対策の決定プロセスや、対策を行う理由等を明確にしなが、個人のプライバシーや人権に配慮しつつ、迅速に正確な情報を市民に提供する。

市民等から寄せられる新型インフルエンザ等に関する相談については、専用の相談窓口を設けて対応し、県が設置するコールセンターも活用する。

#### カ 情報提供体制

情報提供にあたっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。

### (3) 予防・まん延防止

#### ア 目的

まん延防止対策は、新型インフルエンザ等の流行のピークをできるだけ遅らせることで医療体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、流行のピーク時の受診患者数を減少させることによって、医療体制が対応可能な範囲内に患者数をとどめることを目的として実施するもので、対策の実施により市民の健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能を維持することが期待される。

個人の感染対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせる行うが、まん延防止対策には個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることから、状況の変化に応じて実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

## イ 主なまん延防止対策

- 個人レベルの対策として、マスク着用や咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けることなどの基本的な感染対策を実践するよう促す。
- 学校、保育施設、事業所等においても、個人における対策のほか季節性インフルエンザ対策として実施されている施設における感染対策を徹底して行うことが求められる。
- 緊急事態宣言がなされ、県が必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等を行った場合には、市民等へ迅速に周知徹底を図る。

## ウ 予防接種

### 〈1〉 ワクチン

予防接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、医療機関への受診者を減少させ医療体制への負荷を軽減することにより、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンには、発生する段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造される「プレパンデミックワクチン」と、新型インフルエンザの発生後に、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造される「パンデミックワクチン」の2種類があるが、「パンデミックワクチン」は全国民分のワクチンを製造するのに6ヶ月かかることとされている。

接種方法としては集団接種を基本とするが、妊婦や在宅医療の対象者などについては集団接種によらない方法で行うこともできる。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

### 〈2〉 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長が必要と認めるときに臨時に行われる予防接種をいう。

#### a) 対象者

- 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって一定の基準に基づき厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）の内これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

とされ、対象者に関する基本的な考え方等が政府行動計画において示されている。なお、特定接種の対象となる登録事業者や公務員は、政府行動計画のとおりとなる。

特定接種は、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉業者を含む）、④それ以外の事業者の順とすることが基本とされている。

政府行動計画において上記のような基本的な考え方が整理されているが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針やその際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定することとされている。

#### b) 接種体制

前記①及び②のうちの新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県・市町村を実施主体として、原則として集団接種により接種を実施することになるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

#### c) 広報・相談

県および市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

### 〈3〉住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行う。

#### a) 対象者

住民接種の対象者については、以下の 4 つの群に分類される。

接種順位等の詳細については状況に応じた順位とすることを基本とするが、緊急事態宣言がなされている場合においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて国が決定する。

- ①医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
  - ・基礎疾患を有する者
  - ・妊婦
- ②小児（1 歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む）
- ③成人・若年者
- ④高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65 歳以上の者）

b) 接種体制

住民接種については、市が実施主体として、原則として集団接種により接種を実施するため、国及び県の支援を受け、接種を円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

c) 広報・相談

市は、住民接種の実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口の連絡先等の周知を行う。

**(4) 市民生活及び地域経済の安定の確保**

新型インフルエンザ等は、多くの市民がり患し、本人や家族のり患により、市民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足により最低限の生活を維持することができなくなるおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活への影響を最小限とできるよう、各行政機関や各医療機関、各事業者において事前に準備を行うことが重要である。

ア 生活関連物資の適正な流通の確保

市民生活の維持に必要な生活関連物資の価格高騰、買占め、売り惜しみ等が生じることのないよう、市は県と連携し必要な調査や監視を行う。

イ 要援護者への生活支援

高齢者世帯、障がい者世帯など、新型インフルエンザ等の流行により、孤立し、生活に支障をきたすおそれがある世帯への具体的な支援体制の整備を進める。

ウ 埋葬・火葬の円滑な実施

病原性の高い新型インフルエンザ等が全国的に流行した場合には、死亡者の数が火葬能力を超え、火葬の円滑な実施に支障を生ずるとともに、公衆衛生上、火葬を行うことのできない遺体の保存対策が大きな問題となる可能性がある。

このため、火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策を講ずる。

エ 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等の発生に備えて、市は新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材の備蓄を行う。

## 7. 各段階における対策

本項では、各発生段階に基づき、市行動計画の主要項目ごとにとるべき対応を記載する。ただし、新型インフルエンザ等発生時には、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、必要な対策を柔軟に選択し、その都度関係部局間で調整を行うものとする。

1 未発生期
・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態 ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染は見られない状況。
目的： 1) 発生に備えて体制の整備を行う。 2) 発生に備えた情報の収集と提供を行う。
対策の考え方： 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するかわからないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、県や関係団体等との連携を図り、対応体制の整備や訓練の実施等、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

### (1) 危機管理組織（実施体制）

#### ア 市行動計画の作成

- 特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画を策定し、必要に応じて見直していく。

#### イ 体制の整備及び連携強化

- 庁内の取組体制を整備・強化するために、初動対応体制の確立や情報共有、発生時に備えた業務継続計画を作成する。
- 国、県、近隣市町村（隣県を含む）、関係団体等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

### (2) 情報収集及び情報提供・共有

#### ア 情報収集

- 国及び県等が提供する新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。

## イ 情報提供・共有

### 〈1〉継続的な情報提供

- 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や、発生した場合の対策について、継続的にわかりやすい情報提供を行う。
- マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

### 〈2〉体制整備等

- 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供を行うため、提供内容や広報媒体についてあらかじめ想定できるものは決定しておく。
- 一元的な情報提供を行うための庁内体制を整備する。
- 情報の受け取り手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する。
- 県や他市町村、関係各機関等と、メールや電話を活用して緊急に情報を提供・共有できる体制を整備する。
- 新型インフルエンザ等の発生時に、市民からの相談に応じるため、市民相談窓口を設置する準備を進める。

## (3) 予防・まん延防止

## ア 対策実施のための準備

### 〈1〉個人における対策の普及

- 市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。
- 自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡して指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について、理解促進を図る。
- 新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛や施設の使用制限の要請等のまん延防止策について周知し、市民の理解促進を図る。

### 〈2〉地域対策及び職場対策の周知

- 新型インフルエンザ等の発生時に実施する個人における対策のほか、職場における感染対策（季節性インフルエンザ対策と同様）について周知準備を行う。

## イ 予防接種

### 〈1〉特定接種

- 国が行う事業者の登録に協力する。
- 特定接種の対象となる市職員（新型インフルエンザ等対策に携わる職員）をあらかじめ決定するとともに、集団接種体制を整備する。

## 〈2〉住民接種

- 国及び県の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- 円滑な接種の実施のため、県の技術的支援を受け、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。
- 速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知、予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

## ウ 医療

- 県の医療体制の整備に協力する。

## （4）市民生活及び地域経済の安定の確保

### ア 要援護者への生活支援

- 県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的な手続きを決めておく。

### イ 火葬能力等の把握

- 県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

### ウ 物資及び資材の備蓄等

- 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備等を整備する。

2 海外発生期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態</li> <li>・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態</li> <li>・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況</li> </ul>
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 市内発生に備えて全庁的な体制整備を行う。</li> <li>2) 海外発生に関する情報を収集し、市民等に対する的確な情報提供を行う。</li> </ol>
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。</li> <li>2) 対策の判断に役立つため、国や県と連携し、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。</li> <li>3) 市内で発生した場合に早期に発見できるよう、国・県が実施するサーベイランスに協力し、情報収集体制を強化する。</li> <li>4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、市民に準備を促す。</li> </ol>

**(1) 危機管理組織（実施体制）**

- 海外において新型インフルエンザ等が発生した場合は、情報の集約・共有・分析を行うとともに、市の初動対処方針について協議する。
- 国、県の動向を見ながら、特措法に基づかない任意の市対策本部の設置を検討する。

**(2) 情報収集及び情報提供・共有**

ア 情報収集

- 国及び県が発信する海外での新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。

イ 情報提供・共有

- 市民に対し、海外での発生状況、市の対策、国内・県内・市内で発生した場合に必要な取り組み等に関する情報を、わかりやすく提供し、注意喚起を行う。
- 関係部署間の情報共有体制を確認し、必要な情報を共有する。
- 市民への情報提供や普及啓発の実施時期や内容について、一元化を図る。
- 県が設置する国、市町村、関係機関等との双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口により、対策の理由、対策決定のプロセス等の情報の共有を行う。
- 市民からの問い合わせ、関係機関等からの情報等の内容を踏まえ、市民などのニーズを把握し、以後の情報提供に反映させる。

- 新型インフルエンザ等発生に備え、市民相談窓口設置の準備を進める。

### (3) 予防・まん延防止

#### ア 対策の普及啓発

- 市民、市内の事業所・福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること、時差出勤、自らがり患した場合の対応等の基本的な感染対策を実践するよう促す。
- 市民の混乱を避けるため、根拠のない虚偽の噂や偏見、差別につながる情報を野放しにしないよう、国・県等と連携して正確な情報を適宜提供する。

#### イ 予防接種

##### 〈1〉特定接種

- 国が示す方針に基づき、医師会等と連携して、対象市職員に対し、集団接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

##### 〈2〉住民接種

- 国の方針が決定され次第、直ちに接種が実施できるよう、接種体制の整備を進める。

##### 〈3〉情報提供

- ワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

#### ウ 医療

- 県の医療体制の整備に協力する。

### (4) 市民生活及び地域経済の安定の確保

#### ア 市民への対応

- 生活相談や市民サービスについての問い合わせに対応する電話相談窓口の設置について、体制を整える。

#### イ 要援護者対策

- 新型インフルエンザ等が発生した場合、要援護者への支援が速やかに行えるよう準備を進める。

#### ウ 遺体の火葬・安置等

- 火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置る施設等の確保ができるよう準備を行う。

3 国内発生早期（県内未発生期）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態</li> <li>・県内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態</li> </ul>
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 海外発生期に引き続き、市内発生に備え全庁的な体制を維持する。</li> <li>2) 国内外の発生に関する情報を収集し、市民等に対する確かな情報提供を行う。</li> </ol>
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。</li> <li>2) 対策の判断に役立つため、県と連携の下で、国内外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。</li> <li>3) 市内発生した場合に早期に発見できるよう、県が行うサーベイランス・情報収集体制の強化に協力する。</li> <li>4) 国内外の発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、発生した場合の対策の準備を行うとともに、市民に対し対策についての確かな情報提供を行い準備を促す。</li> </ol>

### (1) 危機管理組織（実施体制）

#### ア 健康危機管理室

- 国内で新型インフルエンザ等が発生（県内未発生）した場合には、市は、保健担当部長を室長とする健康危機管理室を設置し、情報の集約・共有・分析、市内発生に備えた総合的な対策の立案、関係機関との連絡調整、市民に対する情報提供などを行う。

#### イ 対策本部

- 国、県の動向を見ながら、特措法に基づかない任意の市対策本部の設置を検討する。

#### ウ 緊急事態宣言の措置

- 国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、緊急事態宣言を行い、国会に報告する。

緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、国民の生活・健康を保護できず、社会混乱を招いてしまうおそれが生じる事態であることを示す。

- 緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示することとなる。期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域をもとに、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定にも留意し、全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、

流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考慮する。

- 市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置し、市行動計画に基づき対策を実施する。

## (2) 情報収集及び情報提供・共有

### ア 情報収集

- 国及び県が発信する国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。

### イ 情報提供・共有

- 市民に対し、国内外での発生状況や市の対策などの情報について、わかりやすく提供する。
- 新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があり、同時に他の者に感染させる可能性があり、それが責められるようなことではないという認識を市民が持つよう情報提供する
- 国、県、市町村、関係機関等との双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口を通じて、対策の方針、理由等の情報の共有をメール等により行う。
- 県の要請に基づき、状況に応じ相談窓口を設置して、国が示す Q&A 等により対応する。

## (3) 予防・まん延防止

### ア 対策の普及啓発

- 海外発生期に引き続き、マスク着用・咳エチケット、手洗い、うがい、人混みをさけること、自らがり患した場合の対応等の基本的な感染対策、拡大防止策を徹底するよう周知する。
- 県が行う事業所、福祉施設、学校、保育施設、公共交通機関等への感染拡大防止対策の要請について、協力する。

### イ 予防接種

#### 〈1〉特定接種

- 国が示す方針に基づき、医師会等と連携して、対象市職員に対し、集団接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

#### 〈2〉住民接種

- 国が住民接種の実施及び接種順位を決定した場合、ワクチンの供給が可能になり次第、国及び県と連携し、集団接種を行うことを基本として、迅速に住民接種を開始する。

### 〈3〉 情報提供

- ワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

#### ■緊急事態宣言がされている場合の措置

県が緊急事態宣言の区域に指定された場合、市は、住民接種について、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

### ウ 医療

- 県の医療体制の整備に協力する。

### （4）市民生活及び地域経済の安定の確保

#### ア 市民への対応

- 市民からの生活相談や市民サービスについての問い合わせに電話相談で対応する。

#### イ 要援護者対策

- 新型インフルエンザ等が発生した場合、要援護者への支援が速やかに行えるよう、引き続き準備を進める。

#### ウ 遺体の火葬・安置等

- 火葬場の火葬能力について最新の情報を把握するとともに、県と情報の共有を図る。

#### ■緊急事態宣言がされている場合の措置

##### [1]水の安定供給

- 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市、指定（地方）公共機関は、それぞれの行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

##### [2]生活関連物資等の価格の安定等

- 市民生活及び地域経済の安定のため、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口、情報収集窓口の充実を図る。

4 県内発生早期（市内未発生期～市内発生早期）
・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
目的： 1) 感染拡大をできる限り抑える。 2) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方： 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。 2) 県に対し緊急事態宣言がなされた場合は、積極的な感染対策等を取る。 3) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとり取るべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 4) 市内感染期への移行に備えて、市民生活及び地域経済の安定の確保のため、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 5) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

### (1) 危機管理体制（実施体制）

#### ア 対策本部

- 国、県の動向を見ながら、特措法に基づかない任意の市対策本部の設置を検討する。

#### ■大分県が緊急事態宣言区域に指定された場合の措置

県域において、緊急事態宣言がなされた場合は、速やかに市対策本部を設置し、市行動計画に基づき対策を実施する。

### (2) 情報収集及び情報提供・共有

#### ア 情報収集

- 国及び県が発信する国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。

#### イ 情報提供・共有

- 市民に対し、様々な媒体・機関を活用し、県内外での発生状況や市の対策などの情報について、わかりやすく提供する。
- 個人一人ひとり取るべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、り患した場合の対応（受診の方法等）を周知する。

- 学校、保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
- 市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ内容、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握する。
- 市民の不安等を解消するために、必要に応じて情報提供を行うとともに、以後の情報提供に反映する。
- 国、県、市町村、関係機関等との双方向の情報共有を強化し、対策の方針、理由等の情報の共有を行う。
- 県の要請に基づき、国が示す Q&A 等を活用し、市民相談窓口等の体制を充実・強化する。

### (3) 予防・まん延防止

#### ア 市内での感染拡大防止

- 国内発生早期に引き続き、マスク着用・咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること、自らが患した場合の対応等の基本的な感染対策、拡大防止策を徹底するよう周知する。
- 県等と連携し、学校・保育施設等の臨時休業等の対策が実施されうることについて周知を図り、理解を得る。

#### イ 予防接種

##### 〈1〉特定接種

- 国が示す方針に基づき、医師会等と連携して、対象市職員に対し、集団接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

##### 〈2〉住民接種

- 国が住民接種の実施及び接種順位を決定した場合、ワクチンの供給が可能になり次第、国及び県と連携し、集団接種を行うことを基本として、迅速に住民接種を開始する。
- 市民に対し接種に関する情報提供を行う。
- 接種の実施にあたり、国及び県と連携して、保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として日田市に居住する対象者に集団接種を行う。

#### ■緊急事態宣言がされている場合の措置

##### [1]県における措置

県が緊急事態宣言の区域に指定された場合は、県は、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じて以下の措置を講じ、市はこれに適宜協力する。

- 特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定め、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対

策の徹底を要請すること。

- 特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行うこと。
- 特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行うこと。また、特措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行うこと。

#### [2]市における措置

- 市は、住民接種については、国の基本的方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

#### ウ 医療

- 県の医療体制の整備に協力する。

### (4) 市民生活及び地域経済の安定の確保

#### ア 市民への対応

- 生活相談や市民サービスについての問い合わせに電話相談窓口で対応する。
- 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

#### イ 要援護者への生活支援

- 高齢者世帯、障がい者世帯等（新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障をきたすおそれがある世帯）への生活支援を必要に応じて行う。

#### ■緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

#### ウ 埋火葬の円滑な実施

- 火葬能力について最新の情報を把握するとともに、県と情報の共有を図る。
- 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

■緊急事態宣言がされている場合の措置

[1]水の安定供給

- 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市、指定（地方）公共機関は、それぞれの行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

[2]生活関連物資等の価格の安定

- 市民生活及び地域経済の安定のため、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口、情報収集窓口の充実を図る。

5 県内感染期（市内感染期）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</li> <li>・ 感染拡大からまん延、患者の減少にいたる時期を含む。</li> </ul>
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 医療体制を維持する。</li> <li>2) 健康被害を最小限に抑える。</li> <li>3) 市民生活への影響を最小限に抑える。</li> </ol>
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じて、一部のまん延防止策を実施し、感染拡大をできるだけ抑えるよう努める。</li> <li>2) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。</li> <li>3) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。</li> <li>4) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめる。</li> <li>5) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活への影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。</li> <li>6) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。</li> <li>7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。</li> </ol>

### (1) 危機管理組織（実施体制）

#### ア 対策本部

- 国・県の動向を見ながら、特措法に基づかない任意の市対策本部の設置を検討する。

#### ■大分県が緊急事態宣言区域に指定されている場合

- ① 市は、速やかに市対策本部を設置する。
- ② 市が、緊急事態宣言の区域に指定され、かつ新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法第 38 条に基づく代行、又は第 39 条に基づく応援の活用を行う。

## (2) 情報収集及び情報提供・共有

### ア 情報収集

- 海外での新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応について、引き続き、国や県を通じて必要な情報を収集する。

### イ 情報提供・共有

- 引き続き、市民に対して、様々な媒体・機関を活用し、国内外での発生状況や市の対策などの情報について、わかりやすく提供する。
- 個人一人ひとり取るべき行動を理解しやすいよう、個人レベルでの感染対策や、罹患した場合の対応（受診の方法等）を周知する。
- 学校、保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
- 市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ内容、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、以後の情報提供に反映する。
- 国、県、市町村、関係機関等との双方向の情報共有を強化し、対策の方針、理由等の情報の共有を行う。
- 国が示す Q&A 等を活用し、市民相談窓口等の体制を継続する。

## (3) 予防・まん延防止

### ア 市内での感染拡大防止

- 市民、事業所、福祉施設等に対して、マスク着用・咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。
- 県等と連携し、学校・保育施設等の臨時休業等の対策が実施されうることについて周知を図り、理解を得る。

### イ 予防接種（住民接種）

- 予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を進める。

#### ■緊急事態宣言がされている場合の措置

##### [1]県における措置

県域が緊急事態宣言の区域に指定され、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者の増加が見込まれる等の特別な状況の場合、県は、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ以下の措置をとるため、市はこれに適宜協力する。

- ① 特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必

要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請すること。

- ② 特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行うこと。
- ③ 特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行うこと。
- ④ 特措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行うこと。

#### [2]市における措置

市は、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

#### ウ 医療

- 県の医療体制の整備に協力する。
- 県及び国と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への搬送）や、自宅で死亡した患者への対応を行う。

#### (4) 市民生活及び地域経済の安定の確保

##### ア 市民への対応

- 生活相談や市民サービスについての問い合わせに電話相談窓口で対応する。
- 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

##### イ 要援護者への生活支援

- 高齢者世帯、障がい者世帯等（新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障をきたすおそれがある世帯）への生活支援（安否確認、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

##### ウ 埋火葬の円滑な実施

- 可能な限り火葬炉を稼働させるようにする。
- 死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、市は、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保する。

■緊急事態宣言がされている場合の措置

[1]水の安定供給

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市、指定（地方）公共機関は、それぞれの行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

[2]生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市民生活及び地域経済の安定のため、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口、情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、適切な処置を講ずる。

[3]新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

市は、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

[4]埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

6 小康期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態</li> <li>・ 大流行は一旦収束している状況</li> </ul>
<p>目的：</p> <p>1) 市民生活の回復を図り、流行の第二波に備える。</p>
<p>対策の考え方：</p> <p>1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会への影響から早急に回復を図る。</p> <p>2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。</p> <p>3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。</p> <p>4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。</p>

### (1) 健康危機管理組織（実施体制）

- 緊急事態解除宣言がされた時は、市内の流行状況を踏まえて、市対策本部の解散を検討する。
- 市対策本部解散後は健康危機管理室を設置し、流行の第二波に備える。
- 国の新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言の後、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ行動計画等の見直しを行う。

### (2) 情報収集及び情報提供・共有

#### ア 情報収集

- 国や県を通じて、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応について、必要な情報を収集する。

#### イ 情報提供・共有

- 引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
- 相談窓口に寄せられた問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。
- 国、県、関係機関等との双方向の情報共有を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を共有する。
- 状況を見ながら、市民相談窓口等の体制を縮小する。

### (3) 予防・まん延防止

- 流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

<b>■ 県が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置</b>
----------------------------------

県域において、緊急事態宣言がされている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。
---

### (4) 市民生活及び地域経済の安定の確保

#### ア 市民への呼びかけ

- 必要に応じ、引き続き市民に対し、食料品、生活関連物資等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

#### イ 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

- 国、県、指定（地方）公共機関と連携し、市内の状況を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・廃止する。